

会長	事務局長	係

供覧のうえ、HPに公開してよろしいか伺います。

## 平成28年度

### 第 5 回 佐々町農業委員会定例委員会議事録

平成28年8月25日（木）

佐々町農業委員会

平成28年8月 第5回 佐々町農業委員会定例委員会議事録

1. 招集年月日 平成28年8月25日(木) 午前10時00分

2. 招集場所 佐々町役場 別館会議室

3. 開 会 平成28年8月25日(木) 午前10時00分

4. 出席委員 (11名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	吉野 裕 君	2	藤永 九市 君	3	濱野 努 君
4	藤永 茂 君	6	池田 邦義 君	7	平田 康範 君
8	湯村 速雄 君	9	大瀬 清司 君	10	山下 義信 君
11	筒井 浩一 君	12	坂口 隆英 君		

5. 欠席委員 (2名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
5	福田 喜義 君	13	橋本 義雄 君		

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	今道 晋次 君	書記	山田 奈津子 君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
4	藤永 茂 君	6	池田 邦義 君		

## 8. 本日の会議に付した案件

### (1) 議事録署名委員の指名

### (2) 報告事項

報告第1号 農地転用制限の例外規定に係る届出書について

報告第2号 農地転用制限の例外規定に係る届出書について

報告第3号 農地転用制限の例外規定に係る届出書について

### (3) 審議事項

第18号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第19号議案 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について

第20号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第21号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第22号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

### (4) その他

① 農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進について

② 9月定例会の日程について

③ その他

・ 農業委員視察研修について

書記（山田 奈津子君）事務局。皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、只今から平成28年度 第5回の佐々町農業委員会総会を開会いたします。初めに吉野会長からご挨拶をお願いいたします。

吉野会長（吉野 裕君）皆さん、おはようございます。今日は雲が出て少し暑さも和らいでおります。しかし、暑い日が続いて高温障害で農作物に影響が出るのではないかと懸念されますが、そういう中ではございますが7月31日現在で16年産米の作況指数が発表されておりますが、今年は早場米が日照不足で不良で、普通作は平年並みの見通しと発表されたばかりです。しかし、その後8月に入って例年になく7個の台風が発生し、この一週間で北海道は3つの台風が上陸し、川の氾濫など収穫間近のタマネギ、ジャガイモ、水稻などに大きな被害が出ているようでございます。一日も早く天候が回復して、復旧されることを願っております。本日午後からは、地区別農業委員研修会が開催されますので、一日大変お疲れか

とは思いますが、よろしく願いいたします。

書記（山田 奈津子君）事務局。ありがとうございます。本日の出席委員は11名でございます。福田委員と、橋本委員は議員研修のため欠席届が出ております。定足数に達しておりますので、本総会は成立することをご報告いたします。佐々町農業委員会総会第6条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を吉野会長にお願いいたします。

会長（吉野 裕君）案件につきましては佐々町農業委員会総会会議規則第3条により付議事項はあらかじめ通知しておりますのでこの日程でよろしいでしょうか。

（ 「異議無し」の声あり ）

それでは議事に入ります。まず、日程（2）の議事録署名委員の指名を行います。佐々町農業委員会会議規則第27条の規定に基づき議長が定める事となっておりますので、議席番号4番 藤永 茂委員、議席番号6番 池田 邦義委員を指名しますので、よろしく願いします。以上で日程（2）を終わります。次に、日程（3）報告事項に入ります。報告第1号について事務局の説明をお願いします。

書記（山田 奈津子君）事務局。1ページをお開きください。報告第1号の朗読説明をいたします。農地転用制限の例外規定に係る届出書 届出者●● ●●。この件につきましては先月の総会で、農振地域の用途区分変更の審議をしていただいた分になります。8月16日付けで用途区分の変更で決定いたしましたので、正式に例外規定の届出を出していただいているという申請になります。内容につきましては先月の総会の折に詳しくご説明しておりますので、今回は省略させていただきます。申請人の住所 □□□□。土地の所在が佐々町石免。地目 台帳・現況ともに田。面積が1,345㎡のうちの18.4㎡です。転用の計画ですが、農業用倉庫及び、そこに入る進入路ということです。3ページに地図を付けておりますけども、ピンク色で印を付けているところが申請地になります。八の久保の農地になります。4ページが字図、5ページが現況写真です。6ページが被害防除計画書ですけれども、現状のまま利用されますので特に被害の恐れはないということで出ております。7ページが隣接農地の所有者からの承諾書が出ております。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）この件に関して何か、ご意見などはありませんか。では次に移ります。報告第2号の説明をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。8ページをお開きください。報告第2号の朗読説明をいたします。農地転用制限の例外規定に係る届出書。申請者は●● ●●。住所は□□□□。職業は農業です。この件につきましても先月の総会で用途区分変更

の審議をしていただいたんですけども、同じく8月16日付で、農業振興地域内の用途区分の変更が済みました。用途区分が農業用施設用地と変更になりましたので、例外規定の届出を出していただいております。土地の所在 佐々町口石免字舟人船。地目 台帳・現況ともに田。面積439㎡のうち190㎡です。転用計画につきましては堆肥舎及び進入路となっております。9ページが土地の全部事項証明書、10ページに付近状況図を付けております。申請人のご自宅の近くの牛舎の隣になります。11ページが字図、12ページに現況写真、13ページに堆肥舎の図面を付けていただいております。先月見ていただいている通りです。14ページに被害防除計画書を付けていただいております。汚水に関しましては堆肥舎の中で敷料に吸着させて蒸発するというので、特にこれで問題はないということで確認をしております。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君） 次の報告第3号も関連がありますので続けて説明をよろしいでしょうか。事務局。

書記（山田 奈津子君） 事務局。15ページをお開きください。報告第3号の朗読説明をいたします。農地転用制限の例外規定に係る届出書。申請人は同じく●● ●●です。この件につきましても8月16日付けで用途区分の変更が終わっております。農業用施設用地となっております。土地の所在 佐々町口石免字弓田。地目は台帳・現況ともに畑。面積1,392㎡のうち、転用面積は70㎡。転用計画といたしましては、農業用機械を入れるためのハウス及び、進入路ということですので。16ページが土地の全部事項証明書。17ページに付近状況図を付けておりますけども、先ほどの申請地の隣の農地になります。18ページに字図。19ページに現況写真を付けております。20ページにハウスの図面を付けていただいております。21ページが被害防除計画書です。この分につきましては、現状のまま利用されて、汚水もありませんので被害の恐れは特にないということが出ております。内容につきましては先月、審議して頂いた通りです。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君） この2件につきまして、何かご意見、ご質問はありませんか。2番。

2番（藤永 九市君） 2番。地元委員としまして、私からもお願いをしておきます。ただいまの事務局からの説明の通りでございます。この件については7月の定例会の折にも詳しく説明があったかと思えます。ご存知のとおり、当人は繁殖農家で第一人者として頑張っておられます。利用集積につきましても5町という佐々町内でも多くを占めておりまして、広い範囲に渡って協力をし、実績を持っておられます。牛も40頭前後飼育されて頑張っておられますので、その辺を考えなが

ら、どうぞ皆さんのご理解をいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長（吉野 裕君）他にありませんか。なければ報告事項はこれで終わります。それでは日程（４）審議事項に移ります。第１８号議案 農地法第３条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。２２ページをお開きください。第１８号議案の朗読説明をいたします。農地法第３条の規定による許可申請について。申請人 譲渡人 ●● ●●。職業 農業。譲受人▲▲ ▲▲。職業 農業。農地の所在 木場免字宝隠。地目 台帳・現況ともに畑。面積 7 2 1 ㎡。同じく字宝隠 1 1 3 5 番 1。地目 台帳・現況ともに畑。面積 1 4 8 ㎡の、以上 2 筆です。耕作者は ●● ●●。申請の理由は譲受人の希望による。譲渡人の経営面積は田 1 2, 8 7 5 ㎡。畑 7, 5 9 1 ㎡。計 2 0, 4 6 6 ㎡。譲受人が田 1 1, 0 6 2 ㎡。畑 3, 7 3 7 ㎡。計 1 4, 7 9 9 ㎡です。譲受人の稼働人員は 3 人です。２３ページに申請書の写しを添付しております。売買による所有権移転です。２４ページ、２５ページが土地の全部事項証明書です。２６ページが字図になります。ピンク色で囲っている 2 筆が申請地になりまして、1 1 2 7 番というところが今回、買いたいと言われている ▲▲ ▲▲のご自宅になりまして、自宅のすぐ裏の農地になります。２７ページに譲受人の耕作面積の内訳を記載しております。所有地としまして 1 3, 7 0 2 ㎡。借入地としまして 1, 0 9 7 ㎡を借り入れて耕作をされております。２８ページですけれども持っておられる農機具としまして、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラックをそれぞれ 1 台ずつ所有しておられます。また、農作業歴が 6 8 年。稼働人員が 3 名でご本人と、奥さんと、息子さんでされているということです。ご自宅から 5 0 m で、主に農作業をされている方は ▲▲ ▲▲で、年齢は 8 3 歳。一年間を通して農業をされております。場所につきましてはご自宅のすぐ裏ということで、今、栗の木等を植えられて管理されているんですけども、今後、管理されないようなことがあると水が流れてきたりとか、そういった問題もあるので、ご自分で購入されて管理していきたいということでの申請となっております。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）地元委員の補足説明をお願いします。７番。

７番（平田 康範君）７番。いま説明がありましたように、先日、▲▲ ▲▲の方から私に連絡がありまして、現地を一緒に行って見てきました。２６ページの字図を見ていただければ分かりますように、今回、申請地に隣接している筆につきましてはほとんどが非農地とか原野といった形で、このままですと申請地等にも影響

を及ぼすということでございまして、自分が購入して申請地が荒れないように管理していきたいと言われております。▲▲ ▲▲さんにおかれましては、先ほど言われましたようにご夫婦と、長男さんと3名でされておまして、町内の大型施設等にも野菜とかを出されております。加工品も出されておりますのでそういった形で農業に真剣に取り組んでおられます。ひとつは農地の確保も必要だということです。今回、このような形での申請を出されておりますので、どうかよろしく申し上げます。以上です。

議長（吉野 裕君）この件に関して、何かご意見、ご質問のある方はいらっしゃいませんか。ないようですので採決を行います。第18号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の方の挙手をお願いします。ありがとうございます。賛成ということで許可することといたします。続きまして第19号議案 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について事務局の説明をお願いします。

書記（山田 奈津子君）事務局。30ページをお開きください。第19号議案の朗読説明をいたします。農地法第5条の規定による許可処分の取消願が出ております。譲受人 ●● ●●。譲渡人 ▲▲、△△。許可を受けた土地 佐々町市場免字馬場添。地目 田、現況 不耕作。面積421㎡。許可を受けた内容ですけれども、駐車場用地、売買による所有権移転ということで許可を取っておられるところです。6月に委員会の方で審議をしていただいて、7月に県の許可が下りている分なんですけれども、十八銀行と山小屋ラーメン屋さんの間の農地ですね。泌尿器科の病院を建設して、その隣に駐車場として利用される駐車場用地の取消願になります。病院はそのまま計画通りに進められるんですけれども、駐車場を取り消して、そこに理事長さんの息子さんであるお医者さんがそこに家を建てられて佐々町に来られるということで、医師が二人体制で病院をされるということで、一旦取り消して、居宅を建設するという取消願になっております。居宅の建設につきましては次の議案に出てきます。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）この件に関してご意見、ご質問はありませんか。9番。

9番（大瀬 清司君）9番。これは取消をされた後に自宅を建設されるということで、転用届か何かの申請をされるということですか

議長（吉野 裕君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。これだけ見ても分かりづらいかと思っておりますけれども、一旦取り消しをされて、そこに医師の居宅を建設したいというのが次の議案になっておまして、改めて転用の申請が出ている形になっています。関連して次の議案ですけれども、駐車場用地として新たに同時に申請が出ております。以上です。

( 私語あり )

議長 (吉野 裕君) 関連がありますので、19号議案、20号議案、21号議案を一括して説明をやり直します。事務局。

書記 (山田 奈津子君) 事務局。では、続きまして第20号議案の朗読説明をいたします。31ページをお開きください。農地法第5条第1項の規定による許可申請について。申請人 譲渡人 ▲▲、△△。2分の1ずつの共有名義になっております。譲受人 ●● ●●。医業。医師をされております。農地の所在 市場免字馬場添。地目 台帳 田、現況 不耕作地。面積421㎡。転用の目的 居宅の建築。施設 居宅1棟 220㎡。耕作者はなし。申請の理由 自宅を建築するため。32ページをお開きください。許可申請書の写しを添付しております。新たにこういった形で申請を出されております。売買による所有権移転で土地を購入されて、理事長の息子さんにあたられるんですけども、家を建築したいということで申請が出ております。33ページが土地の全部事項証明書です。34ページが位置図、35ページが付近状況図です。ピンク色で印を付けているところが申請地なんですけども、今、許可を取ってらっしゃる時点では、ここに病院の駐車場をとということだったんですけども、駐車場の許可を取り消して、土地を購入されるという兼ね合いもありまして、ここに自宅を建設したいということで、許可を取り直したいということでの申請となっております。36ページが現況写真です。37ページが字図です。38ページが被害防除計画書です。土地としましては盛土、切土が0.5mから0.1mありまして、防護柵を設ける。また、緑地、緩衝地を設ける。建物の高さは7.7m程度ということで記載されております。被害防除措置としまして、緩衝地約1mを設け、建物は加減して高さ約7.7mほどで建設し、土砂等の流出を防ぐための舗装工事を行うので被害の発生する恐れがないということです。雨水排水につきましては自然流下ということで記載がありますが、道路側溝の方に流されます。汚水、生活雑排水に関しましては下水道の方に流されます。39ページが配置図で、排水計画も同時に載っております。青い線が雨水排水になります。道路側溝の方へ流されて、汚水、生活雑排水が黄緑色の線で下水道の方へ流されます。赤い線が土地の筆界になります。水路側にはフェンスをするということでした。40ページが土地の平面図、41ページが2階の平面図、42ページが3階とありますけども、屋上に出る階段ホールということです。建築法上は2階建てということです。43ページに立面図を付けております。44ページが大新田組合からの水利権の承諾書をいただいております。承諾する条件としましては、水路の周囲にフェンスを設置するということ



でした。また、水路の方には水等流さないようになっております。続きまして、21号議案の朗読説明をいたします。45ページをお開きください。農地法第5条第1項の規定による許可申請について。ここは農地の貸し借りになります。申請人 貸貸人 ●● ●●。賃借人 ▲▲ ▲▲。農地の所在 市場免字馬場添48番。地目 台帳 田、現況 不耕作地。面積360㎡。同じく、字馬場添49番1。地目 台帳 田、現況 不耕作地。面積743㎡。転用の目的 駐車場の建設。施設 車庫1棟28㎡。耕作者はなしです。申請の理由 病院のための駐車場を建設するためということで出ております。46ページをお開きください。許可申請書の写しを付けております。ここの土地2筆につきましては賃貸借権の設定をされます。車庫を建設されるんですけども、1棟というのが、家を建てられる先生の車庫を建設するという事です。47ページ、48ページが土地の全部事項証明書です。49ページが位置図になります。50ページが付近状況図です。ピンク色で印を付けているところが、この件の申請地になります。病院が建って、その横に先生の自宅が建って、その裏側の農地が駐車場用地として利用したいという申請が出ております。51ページが現況写真、52ページに字図を付けております。健康相談センターの裏側に家が何件か建っているんですが、そこから入って行ったところになります。53ページが事業計画書です。事業の目的ですが、泌尿器科の診療所を作りたいということで記載されております。その診療所のための駐車場ということで出ております。54ページに駐車場の利用計画書を付けていただいております。駐車場の利用可能台数は35台分予定されておりました、そのうち10台は、月極め駐車台数ということで記載されております。55ページが被害防除計画書です。被害防除措置として、防護柵を設ける。また、建物の高さを加減するとありますけども、車庫の高さですね。2.7m程度ということで加減するという事です。車庫を一棟建築しますが近隣に農地がないので被害の発生する恐れがないということです。雨水排水は自然流下で、汚水、生活雑排水は発生しないということです。56ページは土地の利用計画図になります。こういった形で駐車場を設けたいということです。このうち10台分は月極めの駐車場ということで、残りが来院者向けの駐車場として、また、一番手前にある屋根つき車庫が先生の車庫として利用したいということです。57ページが水の流れを記してある図面になります。道路の側溝に水が流れるように駐車場を作るとことです。58ページが車庫の図面です。59ページ、60ページが法人の全部事項証明書を添付しております。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）地元委員の補足説明をお願いします。6番。

6 番（池田 邦義君）6 番。8 月 19 日に吉野会長と、事務局山田さんと、行政書士の末永さんと 4 人で現場を立ち会いまして、特に我々農家に対しての懸念というのは何もありませんが、ただ一つ、駐車場において、排水が大雨の時に大丈夫かなという懸念はありました。駐車場の申請地から排水に出る傾斜が、結構ありましたので排水に対する懸念はないんじゃないかなと我々は確認してまいりましたので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（吉野 裕君）この件に関してご意見、ご質問のある方はいらっしゃいませんか。7 番。

7 番（平田 康範君）7 番。20 号議案に関連しての承諾書が 44 ページにあります、農地転用申請者は医療法人でされているんですね。20 号議案は個人なんですね。ですので、土地そのものは法人で所有されるのか、そこら辺の関連で承諾書を出されているのか、あくまでも 20 号議案は個人なんですね。承諾書も個人で取っておかないといけないんじゃないかなと思いますけどどうでしょうか。

議長（吉野 裕君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。ご指摘ありがとうございます。仰る通りだと思います。今回の申請は個人名で出ておりますので、所有者も個人名にしかならないと思います。転用申請者は個人ですので、個人名で出し直していただくようお願いをしたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（吉野 裕君）他にございませんか。ないようですので一つずつ採決をしていきたいと思います。19 号議案の許可を取り消すことについて異議なしと思われる方の挙手をお願いします。ありがとうございます。許可を取り消すことに異議なしとして、19 号議案は承認進達いたします。続きまして 20 号議案について賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございます。20 号議案は許可相当として、県に進達いたします。21 号議案について賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございます。21 号議案は許可相当として県に進達いたします。次に第 22 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。61 ページをお開きください。第 22 号議案の朗読説明をいたします。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。申請人 譲渡人 ●● ●●。譲受人 ▲▲ ▲▲。農地の所在 須崎免字葎ノ浦。地目 台帳・現況ともに畑。面積 947㎡。転用の目的 共同住宅の建築。施設 共同住宅 1 棟 227.36㎡。耕作者 ●● ●●。申請の理由 譲受人の方が共同住宅を建築し、不動産賃貸業経営を行うためということで申請が出ております。

6 2 ページをお開きください。申請書の写しを添付しております。下の方の 4 番ですけれども、売買による所有権移転になりますので、土地を購入されて、アパート経営をしたいということです。6 3 ページが土地の全部事項証明書です。6 4 ページが位置図です。6 5 ページに付近状況図を付けておりますけれども、場所がみはる整骨院のすぐ横の農地になります。ずっと管理はされてあった場所になります。6 6 ページに字図を付けておりますけれども、県道沿いで周りは宅地となっており、農地はありません。6 7 ページが現況写真です。6 8 ページが事業計画書です。事業の目的及び内容ですけれども、三階建ての共同住宅を建築し、不動産賃貸事業を営みますということです。利用計画としまして、三階建て、各階に 1 L D K と 2 L D K をそれぞれ 2 戸ずつ、計 1 2 戸の予定です。現在の事業状況はありませんということです。申請地は現在耕作されておらず、事業規模に対して適当な面積があり、周辺の市街化も進んでいるためこの土地を選んだという記載があります。申請地は、地目は畑ですが耕作されておらず、農業への影響は少ないと考えました。また、駅から 2 5 0 メートル、西九州道の佐々インターからも近く、周辺の人口も増加しており、需要が見込めるということで今回の申請に至っております。6 9 ページに被害防除計画書を付けております。造成計画としましては現状のまま利用するというものです。建物の高さを加減する。9 . 1 m 程度。北側、西側は宅地になっており、日照に影響はありません。排水計画ですが、雨水排水は水路放流。汚水、生活雑排水は下水道の方に流されます。7 0 ページが配置図になります。アパートの戸数が 1 2 戸になりますので、駐車場は 1 戸につき 2 台ずつの形となっております。7 1 ページが 1 階の平面図なんですけれども、1 階、2 階、3 階とも全部同じように作られるということです。1 枚だけ付けております。7 2 ページが立面図です。7 3 ページに排水計画を付けております。溜桝をところどころに設けられて、道路側溝に流れるように雨水に関しましては計画をされております。7 4 ページに赤のラインがありますけれども、汚水、生活雑排水になります。道路を挟んで向こう側に下水管があるので、下水管の方に繋がる計画をされております。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）地元委員の補足説明をお願いします。4 番。

4 番（藤永 茂君）4 番。ただいま、事務局の方から説明がありましたように、先日 1 8 日に吉野会長、事務局の山田さん、行政書士の方と私の 4 名で現地調査を行いまして、雨水等は側溝に流し、下水等は下水道に流すということで特に問題はないと思います。この場所につきましては周りも住宅化されておりまして、ここだけが農地として残っておりまして、周りには特に影響するものはないかと考えら

れますので、特に問題はないかと思いました。よろしく願いいたします。

議長（吉野 裕君）この件に関して、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいませんか。

ないようですので、採決をいたします。第22号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、賛成と認める方の挙手をお願いします。ありがとうございました。賛成ということで、許可相当として県に進達いたします。それでは次に（5）その他に移ります。事務局、お願いします。

書記（山田 奈津子君）事務局。その他です。①の農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進につきましては、引き続き努力していきたいと思えます。②の9月の定例会の日程ですけれども、25日が日曜日になっておりまして、その前の週も休みが多いので26日、27日辺りかなと思えますが、皆さんご都合はいかがでしょう。

（ 私語あり ）

26日で決めたいと思えます。13時半から予定していただきたいと思えます。よろしくお願いします。③のその他ですけれども、農業委員視察研修について皆さんのお手元に案ということで、大体の計画をお配りしております。それともう一枚、農業委員会の新制度について参考資料ということでつけております。この後皆さまからお話があれば、その後、総会終了後に研修のことと、農業委員会の新制度についてお話をし、意見を聞かせていただけたらと思えますのでよろしくお願いします。事務局からは以上です。

議長（吉野 裕君）皆さんから何かありませんか。ないようですので、これですべての議案は終了いたしました。本日の総会を終了いたします。お疲れ様でした。

（ 閉 会 午前 10時 43分 ）

上記のとおり相違ありません。

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員